

## 第3章 市会の復旧復興活動

### 第1節 応急活動

(震災から議員改選(6月11日)までの市会での動き)

神戸市会は、地震後直ちに正副議長を中心に行動を起こし、当面の対応策を協議した結果、議会としての対応を以下の2つとした。

72人の議員が個々に災害対策本部や各担当局に市民の要望等を申し入れると混乱に拍車をかけることも懸念されるため、各議員が個々具体の災害対策で気付いたことは全て議長(市会事務局)へ連絡することとし、それを災害対策本部へ申し入れる窓口一本化方式をとる。

市長はじめ市当局は、何をにおいても人命救助、応急復旧に全力をあげるべきであり、復旧財源の確保等のための国等への要望行動は議会が重点的に取り組む。

この窓口一本化の結果、連日24時間体制の市会事務局へ各議員から市民の要望や色々な意見が寄せられ、これらの要望・意見を全て災害対策本部等へ迅速に伝えることができた。

また、10回以上に及ぶ国等への要望行動は、災害廃棄物処理への国費の導入をはじめとして国庫補助対象事業の拡大など、各分野にわたり大きな成果を挙げた。

#### (1) 災害対策委員会の設置(1月23日)

##### ① 全体議員総会の開会

1月17日午後5時、全体議員総会を開会。電話網の寸断や交通遮断、さらには議員自身が被災した者も多いなかで、ほとんどの議員が地域住民の救護救援に奔走していたこともあり、会議時刻に間に合った議員は全議員72名中19名、遅れて何とか駆けつけた議員が5名という状況であった。

笹山市長から被害状況の報告を聴取するとともに事後の対応を協議した。その結果、当局に

対し、市民の生命の安全を第一として全力をあげて復旧にあたり、1日も早く市民生活の安定に尽くすよう強く要望するとともに、市長を先頭とする災害対策本部の活動を議会として全面的に支援することを表明した。

##### ② 代表者会議の開会

1月19日午後2時、代表者会議を開会。災害対策本部の活動を全面的に支援するため、2月中旬より1か月程度の日程で予定していた第1回定例会市会については、当初予定にとらわれず柔軟に対応すること、さらに、災害対策に関する補正予算を成立させることが急務と考えられることから、これを審議するための臨時市会を早急に開会すべき旨を、市長に申し入れることを決定した。

##### ③ 災害対策委員会の設置

1月23日午後2時、非常事態の下で議員の参集もままならないことを考慮し、全体議員総会にかえて、代表者会議、市会運営委員会、常任委員長会議の合同会議を開会。

その結果、議会としても政府等関係機関の動きに対応して要望活動を積極的に行うなど、当局の活動を全面的に支援する必要があるとの考えから、災害対策委員会を設置し、当局とともに災害復旧に全力を挙げることを全会一致で決定し、委員会は正副議長、各会派の代表者、市会運営委員会委員及び各常任委員会委員長で構



写真3-1-1 災害対策委員会(初会合)

成することとした（委員長：堺豊喜議長、副委員長：長谷川忠義副議長）。

設置された同委員会は、「兵庫県南部地震の緊急災害対策に関する要望書」を関係機関に提出した。

#### ④ 全議員による現地視察

1月30日、2回に分けて、上空より須磨区、長田区から灘区、東灘区に至る市街地の被災状況やポートアイランド、六甲アイランド、兵庫突堤などの港湾施設の現況を視察した。

#### ⑤ 全体議員総会

2月3日午後2時開会。議長から、震災後の市会の活動及び災害対策委員会の取り組みについて報告があり、続いて当局から現状と今後の対応についての報告を受けた。

### (2) 臨時市会（2月15日）の開会

#### ① 全体議員総会

2月13日午後1時、15日に開会予定の臨時市会で上程される災害復旧関連議案を事前審査するために開会。議長が、災害対策委員会の取り組みについて報告し、市長挨拶の後、平成6年度2月補正予算、神戸市震災復興本部の設置、神戸市復興計画審議会の設置、神戸市震災復興緊急整備条例について、報告聴取及び質疑を行った。

#### ② 臨時市会

2月15日午前10時、臨時市会を開会（会期1日）。議長の発言に続いて黙祷し、市長挨拶。平成6年度2月補正予算、神戸市震災復興本部条例の件、神戸市震災復興緊急整備条例の件等についての提案説明を受け、質疑を行った後、直ちに採決を行い、賛成多数で可決した。また、「兵庫県南部地震の災害復興に関する決議」

（資料編参照）を可決した。

### (3) 第1回定例会市会（3月15日～28日）

① 第1日、3月15日午前10時開会。議員提出議案である「神戸市市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例の件（平成7年4月1日から1年間、議員報酬を10%引き下げる等）」等を可決し、続いて、平成7年度当初予算及び「特別職の

職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する条例の件（平成7年4月1日から1年間、市長、助役、収入役、常勤の監査委員の給料月額をそれぞれ20%、15%、10%、10%引き下げる）」等の関連議案についての提案説明を受け、質疑を行った後、予算特別委員会を設置せず、各常任委員会へ分割付託した。

16日～18日	各常任委員会による各局別審査
21日	6常任委員会連合審査による総括質疑
22日	各常任委員会において意見決定

② 第2日、3月23日午後1時開議。平成6年度補正予算及び関連議案、平成7年度補正予算についての提案説明を受け、質疑を行った後、所管常任委員会に付託した（24日～25日、各常任委員会による議案及び請願・陳情の審査）。

③ 第3日、3月28日午後2時開議。平成6年度補正予算及び関連議案、平成7年度当初予算及び関連議案、平成7年度補正予算等について、各常任委員長からの審査の経過及び結果報告の後、可決。震災により被害を受けた私立学校並びに外国人学校の施設復旧に関し、助成の拡大を政府に要望する意見書の提出を全会一致で可決した。

### (4) 第2回定例会市会（5月15日～19日）

① 第1日、5月15日午前10時開会。平成7年度補正予算及び関連議案についての提案説明を受け、質疑を行った後、所管常任委員会へ付託した（16日～17日、各常任委員会による議案等の審査）。

② 第2日、19日午後2時開議。平成7年度補正予算及び関連議案について、各常任委員長の審査の経過及び結果報告の後、可決した。

### (5) 委員会の活動

#### ① 災害対策委員会

1月23日に設置された災害対策委員会で、「兵庫県南部地震の緊急災害対策に関する要望書」を政府等関係機関に提出し、要望活動を行うことを決定した。

以後、災害対策委員会は国等への要望を精力

的に行い、その要望活動は10数回に及んだ（要望書例は資料編参照）。

1月24日 兵庫県南部地震非常災害対策本部現地対策本部（以下「現地対策本部」という）へ要望

1月25日 国会での集中審議をひかえ、内閣総理大臣、衆参両院議長、各政党等へ要望

〔 1月26日 国会での集中審議において、各党から、神戸市会の要望が取り上げられる。 〕

1月28日 長田区、東灘区、六甲アイランドなどの被災地を上空より視察

1月30日 内閣総理大臣、衆議院議長等へ要望  
現地対策本部へ要望

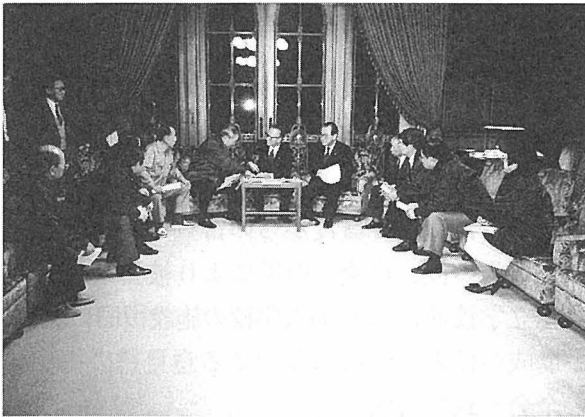


写真3-1-2 災害対策委員会（要望活動）

1月31日 衆参両院の災害対策特別委員会委員等へ要望

2月1日 バスで被災地を視察

2月6日 衆議院議長、運輸大臣等に要望  
現地対策本部へ要望

2月7日 大蔵大臣、自治大臣、関係国会議員に要望

2月9日 衆議院議長、運輸省港湾局長、鉄道局長に要望

2月11日 衆議院議長が港湾関連の復旧状況の視察のため来神。要望を行う。

2月16日 現地対策本部へ要望

2月17日 衆議院議長、運輸省、厚生省、通産省、自治省等へ要望

2月25日 国の平成6年度第2次補正予算（災害対策）の概要、主な要望項目、今後の重点要望事項について当局より

報告聴取・質疑

2月27日 現地対策本部へ要望

衆議院議長、連立与党兵庫県南部地震対策本部長等に要望

2月28日 地震対策担当大臣等に要望

3月5日 内閣総理大臣、外務大臣、大蔵大臣、通産産業大臣、国土庁長官等へ要望

3月7日 建設大臣、連立与党災害復興プロジェクトチーム等へ要望

3月14日 現地対策本部へ要望

3月16日 厚生大臣、建設大臣、衆参両院の災害対策特別委員会委員等へ要望

4月10日 東部第4工区、摩耶埠頭、西市民病院、菅原・新長田地区等を視察

4月11日 衆議院の調査議員団へ要望

運輸大臣、運輸事務次官、連立与党災害復興プロジェクトチーム等へ要望

5月6日 衆議院議長が港湾関連の復旧状況を視察のため来神。要望を行う。

5月10日 仮設工場、擁壁の応急復旧、仮設焼却炉を視察

時間の経過により、復興対策と現行制度の不備が次第に明確化するに伴い、市民生活の1日も早い復旧のため、災害対策委員会は時宜を得た要望活動を行った。上記のように、要望回数を重ね、要望項目も多岐にわたった。

国への要望の主な項目は次のとおりである。

▷大蔵省関係

- 被災市民の救済と安全確保のために必要な緊急対策についての十分な財源措置
- 民間企業者支援のため、政府系金融機関の融資制度の拡充・融資条件の緩和並びに既往貸付金の償還猶予
- 災害救助法に基づく国庫負担金の基準拡大と負担率の引上げ
- 激甚災害法の対象事業の拡大
- 国の予算総額の確保と早期交付
- 税込減に対する特別の財政支援
- 住宅ローン軽減のための抜本的措置
- 無利子又は超低利融資制度の創設及び税制面からの支援
- 被災企業である酒造企業の酒税減免措置

- ・民有海岸保全施設・港湾施設の再整備・復旧への支援
- ・区画整理、再開発、住宅建設等、本格復興のための超高率の国庫補助制度の創設及び地方交付税での完全補填等の実施

#### ▷運輸省関係

- ・外貿埠頭、公営地下鉄への特別の財政支援
- ・港湾施設復旧に係る国庫負担・補助制度等の創設
- ・鉄道等の地元負担への特別の配慮
- ・市営地下鉄等復旧費等、激甚災害法の対象の拡大
- ・民間港湾施設の復旧費に対する国庫補助制度の創設及び無利子融資制度等の財政支援
- ・民有海岸保全施設・港湾施設の再整備・復旧への支援

#### ▷建設省関係

- ・仮設住宅用地確保と建設のための特段の配慮
- ・道路・下水道等の都市基盤、鉄道、神戸港等の再生のための格段の財政支援
- ・都市計画法、建築基準法等の枠にとらわれない復興計画作成のための、新たな法制度の創設
- ・土地先行取得制度の充実
- ・住宅ローン軽減のための抜本的措置
- ・2次災害の危険のある被災宅地への解体撤去・復旧費の国庫補助
- ・区画整理、再開発、住宅建設等、本格復興のための超高率の国庫補助制度の創設及び地方交付税での完全補填等の実施
- ・公営住宅建設に係る用地費について、再開発系住宅に準じた国庫補助制度の創設

#### ▷通商産業省関係

- ・民間企業者支援のため、政府系金融機関の融資制度の拡充・融資条件の緩和並びに既往貸付金の償還猶予
- ・卸売市場への特別の財政支援
- ・仮設工場建設事業を激甚災害法の対象とし、震災復旧緊急融資制度等を創設
- ・仮設工場建設等、激甚災害法の対象の拡大
- ・高度化事業の拡充、震災復旧・事業再建のための無利子又は超低利融資制度の創設
- ・仮設工場建設費の融資に係る元金償還への財

#### 政措置

- ・商店街の建替えに対する助成制度の創設
- ・商業施設基盤施設整備事業に対する国庫負担率の引上げ
- ・無利子又は超低利融資制度の創設
- ・被災企業である酒造企業の酒税減免措置
- ・有馬温泉旅館等、小売サービス業等への瓦礫処理費補助
- ・民有海岸保全施設・港湾施設の再整備・復旧への支援

#### ▷農林水産省関係

- ・卸売市場の復旧費への国庫補助制度の創設並びに激甚災害法の対象の拡大
- ・小売市場の建替えに対する助成制度の創設
- ・民有海岸保全施設・港湾施設の再整備・復旧への支援

#### ▷厚生省関係

- ・災害廃棄物処理のための財政負担軽減措置
  - ・災害廃棄物処理費に対する国庫補助率の引上げ及び所要額全額の補助対象の認証
  - ・上水道、一般廃棄物処理施設、公立病院への特別の財政支援
  - ・上水道、災害廃棄物処理、公立病院、一般廃棄物処理施設の復旧費等、激甚災害法の対象の拡大及び激甚災害法の対象に準じた国庫補助率の引上げ
  - ・災害救助法の改正及び弾力的運用等への格段の配慮
  - ・個人が建設する仮設住宅及び店舗付仮設住宅への国庫補助制度の創設
  - ・個人の所有する土地を自治体が借り上げ、仮設住宅を建設し、土地提供者を入居させる方法を現行制度で認めること
  - ・有馬温泉旅館等、小売サービス業等への瓦礫処理費の補助
- #### ▷労働省
- ・雇用の確保のため、復旧事業での救済措置
- #### ▷自治省
- ・災害救助法に基づく国庫負担金の基準拡大と負担率の引上げ
  - ・起債制度の拡充
  - ・交付税措置の拡充
  - ・区画整理、再開発、住宅建設等、本格復興の

ための超高率の国庫補助制度の創設及び地方交付税での完全補填等の実施

## ② 文教経済委員会

4月27日、文教経済委員会正副委員長が兵庫県信用保証協会に赴き、被災中小企業が経営上極めて困難な状況に直面している実情を踏まえて、迅速かつ円滑に資金融資を受けることができるよう、保証審査をより一層弾力化・迅速化することを求める要望書を提出した。

## ③ 民生保健委員会

5月23日、民生保健委員会正副委員長が兵庫県に赴き、災害救助法の弾力的運用に努めるとともに、応急仮設住宅の建設にあたっては、避難所生活者のみでなく、自らの資力で住宅を確保できないすべての被災者に住宅を供与することができる戸数を確保することを求める要望書を提出した。

## 第2節 復旧・復興に向けた動き

### (1) 震災1周年（平成8年1月17日）

午前5時35分から全体議員総会を開会し、議長挨拶の後、同5時46分に黙祷を行った。その後、「神戸の復興に向けて」として、「一日も早く市民生活を安定させるとともに、神戸をいつまでも住み続けたいまち、安心して住めるまち、21世紀に翔く国際防災モデル都市に復興させるべく全議員が総力をあげて再出発することを誓う」とするアピールを採択した（資料編参照）。

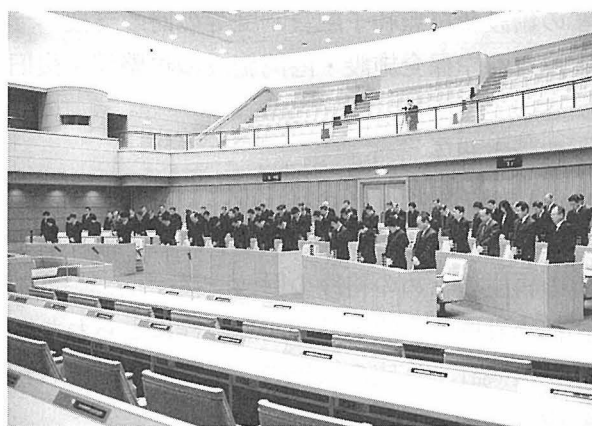


写真3-2-1 全体議員総会

### (2) 復興委員会の活動

#### ① 復興対策に関する要望活動等

平成7年の議員改選（6月11日）後、第2回臨時市会（6月21日～7月3日）を開会した。6月26日に開かれた市会運営委員会で、全体議員総会に代えて、復興委員会の設置が決定された。同委員会は、阪神・淡路大震災からの早期復旧を図るとともに、恒久的な復興計画について総合的な問題を検討するため、市会を挙げて取り組む実行委員会として、議員改選前の災害対策委員会を継続・発展させる形で設置された。

復興委員会では、当局からの復旧・復興に向けた取り組み状況や今後の課題等についての現状報告等の聴取や市内の現地視察を精力的に行うことにより、神戸のまちの復旧・復興の状況や国等の被災地への対応についての動向等の的確な把握に努め、国への要望活動に適時適切に活かすとともに、委員会における質疑等を通じ、当局に対し議会としての要望や提言を行い、当

局の適切な対応を促してきた。

また、住宅、保健、福祉等の市民生活の基本となる生活環境の回復をはじめ、産業、経済の復興等による都市活力の再生など当面する課題について、制度改正を含む特別の財政支援等を強く要請するため、内閣総理大臣、国土庁長官をはじめとする関係大臣などの政府要人、関係国会議員等や関係省庁の幹部に対し、正副委員長や理事を中心に上京するほか、これらの要人の来神等あらゆる機会をとらえ精力的に要望活動を繰り返している。

〔7年〕

- 6月26日 復興委員会を設置
- 6月27日 正副委員長を互選  
委員長は吉本泰男委員、副委員長は森和愛委員に決定。
- 7月4日 神戸市復興計画について、復興本部総括局長から報告聴取・質疑
- 7月7日 委員長が内閣総理大臣、衆議院議長に要望
  - ア. 土地区画整理事業及び市街地再開発事業に対する国庫補助率の引き上げ、交付税による特別措置
  - イ. 災害公営住宅の用地費に対する国庫補助制度の創設
  - ウ. 東部新都心整備について特別の財政措置
  - エ. 災害に強い安全なまちづくりのモデルとして進める事業の事業費の確保並びに特段の財政支援
  - オ. 被災地復興のパイロット事業として、各省庁の施設の神戸への誘致
  - カ. 各種規制緩和（工場規制3法の見直し、総合保税地域指定要件の緩和等）
- 7月17日 正副委員長が、建設大臣に対し要望
  - ア. 土地区画整理事業及び市街地再開発事業に対する国庫補助率の引き上げ、交付税による特別措置
  - イ. 災害公営住宅の用地費に対する国庫補助制度の創設

ウ. 東部新都心整備について特別の財政措置

エ. 災害に強い安全なまちづくりのモデルとして進める事業の事業費の確保並びに特段の財政支援

7月20日 正副委員長、顧問、理事が、地震対策担当大臣、内閣官房長官に直接面談したほか、大蔵省、建設省、自治省及び関係国会議員に対し要望を行った。

要望内容は、上記7月17日と同旨。

8月1日 復興に向けた取組状況と今後の課題等について震災復興本部総括局長より報告聴取・質疑

8月3日 正副委員長が国土庁、大蔵省等に対し要望

要望内容は、上記7月17日と同旨のほか、次のとおり。

ア. 被災地復興のパイロット事業として、各省庁の施設の神戸への誘致

イ. 各種規制緩和（工場規制3法の見直し、総合保税地域指定要件の緩和等）

8月28～29日 議長、正副委員長、理事等が、衆議院議長、内閣官房長官、国土庁長官、自治大臣、建設事務次官等に直接面談し要望した。

ア. 土地区画整理事業及び市街地再開発事業に対する国庫補助率の引き上げ、交付税による特別措置

イ. 災害公営住宅の用地費に対する国庫補助制度の創設

ウ. 東部新都心整備について特別の財政措置

エ. 被災地復興のパイロット事業として、各省庁の施設の神戸への誘致

オ. エンタープライズゾーンの設置、工場等制限法など規制法の見直し

9月4日 神戸市の財政状況について、理財局長から報告聴取・質疑

9月8日 正副委員長・顧問及び理事が建設大

	臣、与党阪神・淡路大震災復興対策プロジェクトチームに対し要望 要望内容は、上記8月28～29日と同旨。		施設等の神戸市への誘致 〈復興対策に関する要望事項〉
10月27日	阪神・淡路復興委員会の提言について（復興特定事業の選定と実施）及び国の2次補正における復興関連の措置状況について、山下助役（震災復興本部総括局長事務取扱）、理財局長から報告聴取・質疑		ア. 復興事業に対する支援 （国庫補助制度及び財政措置の拡充、応急仮設住宅の入居者に対する生活支援事業への財政支援、国民健康保険事業に対する国庫補助の拡充等、福祉施設整備に対する予算措置及び補助基準の拡大）
12月6日	復興特定事業に関する重点要望事項及び日中 上海・長江 神戸・阪神交易促進会議について、山下助役（震災復興本部総括局長事務取扱）から報告聴取・質疑		イ. 住宅問題（公的賃貸住宅家賃の軽減策の拡充、被災分譲マンションの再建の際の抵当権処理、大規模補修に対する国庫補助制度の創設、応急仮設住宅の管理・補強及び撤去・現状回復等に対する財政支援）
12月16日	国土庁に対し、「阪神・淡路大震災の復興特定事業」の推進に関する要望を行った。 ア. エンタープライズゾーンの設置 イ. スーパーコンベンションセンターの建設 ウ. 中国・アジア交流ゾーン構想（上海・長江交易促進プロジェクト）推進の支援 エ. 阪神・淡路大震災記念国際文化センター設立構想の推進支援 オ. 各省庁の事業として実施できる施設等の神戸市への誘致		ウ. 経済復興（被災中小企業に対する政府系中小企業金融機関の災害貸付制度の適用期間の延長、(財)阪神・淡路産業復興推進機構の行う事業に対する財政支援の拡充、賃貸工場の建設等災害復旧高度化事業の融資枠の確保及び条件緩和） エ. 新しい住宅地震共済制度の創設
[8年]		6月13日	復旧・復興状況について、国との協議状況について、復興事業の進捗状況について、震災復興本部総括局長から報告聴取・質疑
2月15日	正副委員長・顧問及び理事が、衆議院議長、国土庁、大蔵省、厚生省等に対し、阪神・淡路大震災の復興特定事業と復興対策に関して要望 〈復興特定事業の重点要望事項〉 ア. 中国・アジア交流ゾーン構想（上海・長江交易促進プロジェクト）推進の支援 イ. エンタープライズゾーンの設置 ウ. スーパーコンベンションセンターの建設 エ. 阪神・淡路大震災記念国際文化センター設立構想の推進支援 オ. 各省庁の事業として実施できる	7月3日	委員の改選に伴い、正副委員長及び理事の互選 委員長には、吉本泰男委員を、副委員長に森和愛委員を決定した。
		9月2日	震災復興本部総括局長から報告聴取・質疑 ア. 復興に向けた取り組み状況について イ. 国との協議の状況と神戸のすまい復興プランを中心とした住宅の復興に向けた取り組みについて ウ. 神戸市復興推進懇話会、神戸起業ゾーンの設定に関する基本方針検討委員会について エ. 復興推進の課題について

- 11月11日 正副委員長・各理事が、国土庁長官、  
～12日 運輸大臣、建設大臣、自治大臣、与  
党阪神・淡路大震災復興対策プロジェ  
クトチーム、各会派の党本部、地元  
選出議員に対し、震災復興対策に関  
する要望を行った。
- ア. 被災市民の生活再建（恒久住宅  
へ移転した高齢者等の生活再建を  
支援するための施策の充実、住宅  
自力再建支援のための税制上の特  
段の配慮、保健・環境衛生事業及  
び生活支援事業の継続、コミュニ  
ティづくり支援等の機能を強化す  
るための事業費の確保、施設福祉  
サービス及び在宅福祉サービスの  
ための事業費の確保等、新しい住  
宅地震共済保険制度の創設）
- イ. 産業の創設（神戸起業ゾーン構  
想の実現、中国アジア交流ゾーン  
構想（上海・長江交易促進プロジェ  
クト）の推進の支援、被災企業等  
の本格的復興の推進、集客型産業  
の復興・振興）
- ウ. 復旧・復興に対する財政措置の  
拡充（復興事業にかかる所要事業  
の確保及び国庫補助制度並びに地  
方財政措置の拡充、国民健康保険  
事業会計に対する財政支援の強化）
- 〔9年〕
- 2月10日 震災復興本部総括局長から報告聴取・  
質疑  
ア. 国要望にかかると復興施策につ  
いて  
イ. 「神戸の生活再建プラン」につ  
いて  
ウ. 高齢者向け不動産処分型特別融  
資について  
エ. 神戸起業ゾーンについて  
オ. 復興特定事業について
- 4月25日 正副委員長と市長が、国土庁、厚生  
省などに対し、「被災者の生活再建  
に向けた抜本的な公的支援を求め  
る要望」を行った。
- 6月18日 震災復興本部総括局長から報告聴取・  
質疑  
ア. 総合的国民安心システムにつ  
いて  
イ. 阪神・淡路復興協議会につ  
いて  
ウ. 上海・長江交易促進プロジェ  
クトの概要と今後の進め方につ  
いて
- 7月3日 委員の改選に伴い、正副委員長及び  
理事の互選  
委員長には吉本泰男委員を、副委員  
長に平野昌司委員を決定した。
- 8月12日 震災復興本部総括局長から報告聴取・  
質疑  
ア. 復興に向けての取り組み状況に  
ついて  
イ. 復興に向けての課題につ  
いて  
・公的支援の拡充（災害相互支援基  
金の創設）  
・被災中小企業の復興支援
- 8月26日 議長、正副委員長、市長が、内閣総  
～27日 理大臣、内閣官房長官、国土庁、自  
治省、与党阪神・淡路大震災復興対  
策プロジェクトチームなどに対し、  
災害相互支援基金の創設に関して、  
国への要望を行った。
- 〔10年〕
- 1月28日 正副委員長が、内閣官房長官、運輸  
大臣、国土庁長官、与党阪神・淡路  
大震災復興対策プロジェクトチーム  
等に面談し、「強制水先対象船舶基  
準の神戸港と大阪港の均一化に関  
する要望」を行った。
- 2月19日 震災復興本部総括局長から報告聴取・  
質疑  
ア. 復興の現状と今後の課題につ  
いて  
・被災市民の生活再建  
・産業の復興  
・震災特例措置  
イ. 復興特定事業の進捗状況につ  
いて  
・上海・長江交易促進プロジェクト  
・新産業構造形成プロジェクト



- ・阪神・淡路大震災記念プロジェクト
- 2月26日～27日 正副委員長が、国土庁長官、運輸省事務次官、与党阪神・淡路大震災復興対策プロジェクトチーム、自由民主党行政改革推進本部などに面談し、「強制水先対象船舶基準の神戸港と大阪港の均一化に関する要望」を行った。
- 3月6日 市長、山下助役から、神戸港の強制水先制度の緩和に関する国の情勢についての報告聴取・質疑と、政府等に対する「神戸港の強制水先対象船舶基準の緩和に関する緊急要望」を神戸市会としてとりまとめた。
- 3月10日 正副委員長、山下助役が、自由民主党行政改革推進本部規制緩和委員会に出席し、神戸港の強制水先制度の緩和に関して緊急要望を行った。
- 3月27日 山下助役から、強制水先対象船舶基準の見直しに関する海上安全船員教育審議会水先部会の中間答申について報告聴取
- 4月6日 神戸市会と港湾関係業界との懇談会に、正副議長と正副委員長が出席。強制水先制度の緩和と港湾を取り巻く状況について協議。
- 6月18日 震災復興本部総括局長、生活再建本部長、港湾整備局長から説明聴取・質疑
  - ア. 被災者自立支援金について
  - イ. 阪神・淡路復興協議会について
  - ウ. 上海・長江交易促進プロジェクトの当面の主な動きについて
  - エ. 強制水先対象船舶基準の見直しについて
- 7月3日 委員の改選に伴い、正副委員長及び理事の互選  
委員長には吉本泰男委員を、副委員長に藤森万也委員を決定した。
- 9月9日 震災復興本部総括局長から報告聴取・質疑
  - ア. 復興に向けた取り組み状況につ

いて

- ・旧避難所等・仮設住宅・災害廃棄物処理について
- ・住宅の供給について
- ・被災市街地の面的整備事業等について
- ・生活再建支援、福祉の充実について
- ・産業の復興について
- ・神戸港の復興について
- イ. 上海・長江交易促進プロジェクトの当面の動きについて
- ウ. 今後の課題について

〔11年〕

- 2月15日 震災復興本部総括局長から報告聴取・質疑
  - ア. 復興の現状と今後の取り組みについて
  - ・応急仮設住宅から恒久住宅への円滑な移行
  - ・被災市民に対する公的支援
  - ・震災特例措置
  - ・震災復興の検証
  - イ. 「新たな中国人街」の形成について

そして、平成11年の議員選挙（4月11日）後に第2回定例市会（6月21日～7月1日）が開会し、6月21日の市会運営委員会で、全体議員総会に代えて、前期に引続き復興委員会を設置することが決定され、震災復興について総合的な検討を行うとともに、早期復興のために必要な活動を行うこととなった。

なお、同月25日の復興委員会で、委員長には藤森万也委員を、副委員長に吉田謙治委員を決定した。

## ② まちづくり・住宅対策に関する要望活動

平成7年7月20日の要望活動では、吉本委員長、森副委員長、竹田顧問、各理事の8名で、五十嵐官房長官、小里地震対策担当大臣等に直接面談し、要望を行うとともに、大蔵省、建設省、自治省及び関係国会議員に対し、特に区画整理、再開発事業等の国庫補助率を戦災復興なみの5分の4にすること、及び補助裏に対する

交付税による特別措置、また、災害公営住宅の用地費に対する国庫補助制度の創設に重点を置いて要望を行った。

同年8月3日には、正副委員長が、経済企画庁、大蔵省、国土庁に対し、同様の要望活動を行った。

さらに、同年8月28～29日にも、中村議長、正副委員長、理事等が、土井衆議院議長、野坂官房長官、池端国土庁長官、深谷自治大臣、藤井建設事務次官等に面談し、同様の要望を行った（要望書は資料編参照）。

このような取り組みに対し、国の平成7年度第2次補正予算における復興関連の措置で、次のような対応がなされた。

- 〈復興区画整理事業（6事業）〉
- ア. 補助対象の拡大（街路幅員6m）
- イ. 事業用仮設住宅の別枠事業化（補助率1/2、従来は枠内事業）
- ウ. 起債・交付税措置の拡充（街路部分）  
起債充当率30%→90%、交付税措置0%→80%
- 〈復興再開発（2事業）〉
- ア. 一般会計補助率（ビル敷地補償費・共同施設整備費）の引き上げ継続1/3→2/5
- イ. 補助対象の拡大（再開発地区計画による広場等、従来は保留床処分金対応）
- ウ. 仮設店舗等設置費標準単価の引き上げ  
戸当たり195万円→526万円
- エ. 起債・交付税措置の拡充（復興区画整理事業と同様の措置）
- 〈住宅問題〉
- ア. 災害公営住宅（建物のみ）の買取り方式補助率1/2→3/4
- イ. 災害公営住宅に関する住都公団の代替建設方式の創設（市が割賦で買戻し）

また、住宅対策事業については、(財)阪神・淡路大震災復興基金の増額の要望を重ねて行い、同基金を活用した被災者住宅購入支援事業補助、被災者住宅再建支援事業補助をはじめ34事業（11年3月現在）が実施されている。

災害公営住宅については、当委員会の要望を受け、関係省庁の特別支援措置が打ち出され、これを受けて平成8年6月20日に発表された「神戸のすまい復興プラン」において、公営住

宅戸数の大幅な追加（神戸市震災復興住宅整備緊急3か年計画を見直し、1万100戸を追加し、計2万6,100戸とした）、家賃低減対策（住宅の立地条件・規模や入居者の収入等に応じた段階的な減額基準を設定し、現行家賃からの減額を行う）等の実現がみられた。

### ③ 強制水先制度の見直しに関する要望活動

神戸港の港湾施設の復旧については、平成9年3月末に完了したが、外貨コンテナ貨物量は、震災前と比較して70%強しか回復しておらず伸び悩んでいた。

神戸港の貨物復帰を阻害する大きな要因として、大阪湾内における強制水先対象船舶基準が神戸港の場合は300総トン以上の外航船、他港は1万総トン以上と異なっており、1万総トン未満の船舶が神戸港を利用する場合は、大阪港等の他港と比較して、パイロット料金等の費用が大きくなっていることが指摘されていた。

神戸港では、近年、韓国、台湾、中国などアジア方面からの船舶が増加してきたが、震災後、これらの船舶は1万総トン未満の船舶が多数を占めているため、強制水先対象船舶基準の不均衡等の理由によって、入港船舶数が減少し、経済及び雇用の確保等に極めて重大な影響を与えていた。

同制度の見直しについては、平成7年9月に港湾管理者（神戸市長）から運輸大臣に要望していたが、平成9年7月、運輸省は強制水先制度のあり方について海上安全船員教育審議会水先部会に見直しを諮問した。そして、同部会の下に水先区の設定等に関する検討会が設置され、安全基準についての検討が行われた。復興委員会は、運輸省の見直し作業の進捗に合わせて、10年1・2・3月と上京して要望活動を行い、その結果、強制水先対象船舶基準の見直しが実現した（要望書は資料編参照）。

1月28日 吉本委員長、平野副委員長が、強制水先対象船舶基準の神戸港と大阪港の均一化について、村岡内閣官房長官、藤井運輸大臣、亀井国土庁長官、与党阪神・淡路大震災復興対策プロジェクトチーム谷座長等に面談し要望した。

2月26日 吉本委員長、平野副委員長が、強制水先対象船舶基準の神戸港と大阪港の均一化について、亀井国土庁長官、黒野運輸事務次官、自由民主党行政改革推進本部等に面談し要望を伝えた。

3月10日 自由民主党行政改革推進本部の規制緩和・公益法人委員会（原田昇左右委員長）の意見聴取に、吉本委員長、平野副委員長、山下助役が出席し、議長名で「神戸港の強制水先対象船舶対象基準の緩和に関する緊急要望」を行った。

平成10年3月26日に開催された海上安全船員教育審議会水先部会において、「水先制度の今後のあり方について」運輸大臣に答申した。答申における、神戸港の強制水先対象船舶の範囲の見直しについて、概要は以下のとおり。

ア. 神戸港の現状（入港隻数の規模及び近年の推移、入港船の大型化の状況、港内の航路条件、気象・海洋条件、海難の状況、危険物積載船の入港状況）及び大阪湾内諸港との公平性といったことにもかんがみ、神戸港の強制水先対象船舶は1万トン以上の船舶とすることが適当である。

イ. 危険物積載船については、3千トン以上の船舶には水先人が乗船することが望ましいが、神戸港の入港状況等から、強制水先とするまでの必要はない。

ウ. トン数の引き上げは、神戸港の復興という観点も考慮し、地元において、港湾管理者、運輸省、船主団体等の関係者が安全対策について検討し、適切な対策を実施していくこととし、このため必要最小限の準備期間を考慮し、本年7月に実施することにする。

この答申を受け、神戸市、運輸省及び船主団体等の関係者が安全対策等について検討し適切な対策を実施していくとともに、運輸省は、関係政令の改正を行い、10年7月1日から、神戸港の強制水先対象船舶を現在の300トン以上から1万トン以上の船舶とすることとなった。

岸壁使用料の見直し等を含め、これら神戸港の規制緩和により、航路の新規・再開、また他

港からのシフト等効果があらわれてきた。

### (3) 公的支援への取り組み

一刻も早い被災者の生活再建を図るため、市会として国に対し、復興状況に応じて意見書等を提出するなど要請活動を行った。

これにより、被災者の生活・営業の再建に向けて、住宅家賃の軽減策、被災高齢者世帯等に対する生活再建支援金の給付、復興基金を活用した各施策などの援助策が講じられた。

〔意見書の提出、要望活動等の状況〕

7年12月22日 「被災市民の生活再建に向けた支援施策及び財政措置の拡充を求める意見書」を国に提出

8年2月29日 「住宅金融専門会社の不良債権処理策並びに阪神・淡路大震災の被災者に対する支援拡充に関する意見書」を国に提出

8年12月20日 「被災者の生活・事業の再建に向け一層の公的支援の拡充を求める意見書」を国に提出

9年3月28日 「被災者の生活再建に向けた抜本的な公的支援を求める意見書」を国に提出

9年4月25日 吉本復興委員会委員長、梶谷副委員長、笹山市長は、国に対し、被災者の生活再建に向けた抜本的な公的支援を求める要望活動を行った。

9年8月19日 指定都市議長会が仙台市で開催され、本市市会の荻阪議長の提案説明を受け、政府に対する「災害相互支援基金の創設に関する要望書」を取りまとめた。

9年8月26日～27日 荻阪議長、吉本復興委員会委員長、平野副委員長、笹山市長は、国に対し、災害相互支援金の創設に関して、要望活動を行った。なお、荻阪議長は、指定都市議長会を代表して、指定都市議長会「災害相互支援基金の創設に関する要望書」を提出

9年10月31日 衆議院災害対策特別委員会（浦

田勝委員長)の委員が、公的支援法案への理解を深めるため神戸を視察。その際、村岡市会副議長、笹山市長らが、公的支援制度実現への要望を行った。

また、平成9年5月に国会に生活再建支援法案が提出され、審議が行われていた状況を受けて、9年11月に「被災者に対する抜本的な公的支援の早期実現を求める決議」(資料編参照)を行い、被災者に対する新たな生活再建支援制度の創設を国会に強く働きかけた。

その結果、平成10年5月15日、被災者生活再建支援法案が衆議院で可決・成立し、同月22日に公布された。その附帯決議では、阪神・淡路大震災の被災者に対しても、同法の生活支援金に相当する程度の支援措置が講じられるよう国は必要な措置を講ずることとされた。また、附則に住宅再建支援の制度化の検討を行うことが盛り込まれ、施行5年後の内容見直しも盛り込んだ。

これを受けて、兵庫県と神戸市を含む被災10市10町の知事、市町長会議で、国の与党阪神・淡路大震災復興プロジェクトチームへの要望を経て、同プロジェクトチームで、基本的考え方が決定された(阪神・淡路大震災復興基金の生活再建支援金の拡充)。

6月16日、兵庫県は「被災者自立支援金制度」として発表。受付開始は、同年7月21日から、支給開始は、同年11月となった。

10年7月16日、全国知事会(会長・土屋埼玉県知事)は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害で住宅を失った被災者に支援金を支給するため都道府県が積み立てる総額600億円の基金について、平成11年度と平成16年度に各300億円を拠出することを申し合わせた。

同年12月21日、全国知事会は、11年度の積立額300億円の各都道府県の拠出割合について、2割は均等割とし、残る8割は世帯数に応じて拠出することを決定した。これによって、(財)全国都道府県会館が事業主体となり、同基金の運用益等を財源とした被災者生活再建支援制度が発足することとなった。

その後、各都道府県による同基金への拠出が

完了し、11年4月5日、同制度が発足した。

また、兵庫県提唱の住宅地震災害共済保険制度などの新しい災害保障制度の創設に関しては、7年12月「激甚災害に対する保険・共済制度の創設を求める意見書」(資料編参照)を可決し、国に提出した。

## 第3節 県・市議員選挙の執行

### 1. 選挙の概要

本市の市議会議員選挙は、従来より統一地方選挙として行われてきており、平成7年4月に任期満了となる市議会議員の一般選挙についても、平成6年11月に「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」（法律第103号）が成立したことから、平成7年3月31日告示、同年4月9日投票の日程で行われる予定であった。

ところが、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災により、当初の日程では適正な選挙を行うことが困難となったことから、神戸市、芦屋市、西宮市の被災各市及び兵庫県選挙管理委員会から、国に選挙期日の繰延べ要望を行った。

その結果、「阪神・淡路大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」（平成7年3月法律第25号）が制定され、県・市議員選挙は、6月2日告示・6月11日投票の日程で行われることとなったほか、議員の任期も4月29日から6月10日まで延長された。

なお、当該選挙は、震災復興の荷い手を選ぶ選挙として投票率に関心が集まったが、結果は45.23%と過去最低の投票率であった。

### 2. 震災の影響と対応

選挙期日は約2カ月繰延べされたものの、なお多くの市民が避難所等で不自由な生活を余儀なくされる状況にあったことから、選挙管理委員会としても、被災した有権者の投票の利便を図るとともに、投開票事務等の遂行に向けて様々な対応を検討し実施することが必要となった。

#### (1) 被災者の選挙権

震災のため、数多くの市民が区外・市外に避難している状況に鑑み、被災者の選挙権にかかる住所要件をどのように考えるかが最大の懸案事項となったが、被災各市と同様、有権者がやむを得ず一時的に緊急避難したものと考え、被災者の選挙権及び投票所は、住民票の所在地とした。

#### (2) 投票所の確保

多くの投票所施設が避難所となり、また一部施設については、倒壊・焼失等のため使用不能となったため、その確保に苦慮したところであるが、有権者の利便を考え、投票区の統廃合は行わず、震災前と同数の投票所（339カ所）の確保に努めた。

なお、従前の施設が投票所として使用できなかった理由別の数とその対応は、図表3-3-1のとおりである。

図表3-3-1 従前の施設が投票所として使用できなかった理由と対応

理由	対応	仮設教室を使用	他の施設に変更	仮設（テント）の投票所を設置	合計
避難所として使用		24	9	10	43
全半壊、焼失のため		3	2	4	9
他の目的に使用 （仮設店舗等）		—	1	1	2
震災以外の工事		—	3	—	3
合計		27	15	15	57

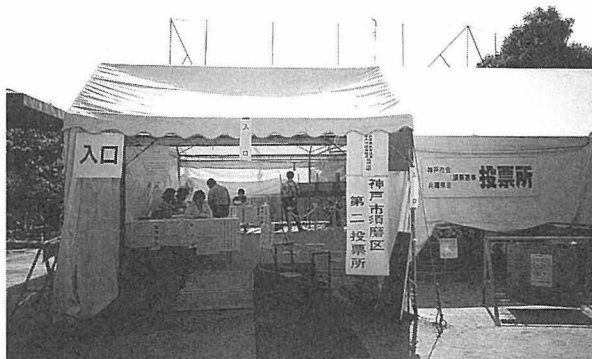


写真3-3-1 仮設（テント）投票所

### (3) 開票所の確保

従前の施設の大半が、避難所となったため、9区中5区の開票所を変更した。

### (4) ポスター掲示場の確保

ポスター掲示場の確保については、道路や公園施設の損壊、倒壊家屋等の除去、地権者の避難による不在のほか、実際の設置作業においては、幹線道路の交通規制、倒壊家屋等による通行不能のため、二重三重の労力と時間を要したが、法定数どおりの2,437カ所を設置した。

### (5) 「投票のご案内」ハガキの郵送

「投票のご案内」ハガキの郵送先については、選挙人名簿との整合性から住民票の住所に郵送することとした。

ただ、有権者の手元に届きにくいことが十分に予想されたので、次の対応策をとることとした。

- ① 有権者から郵便局あてに郵便物の転送手続きが取られている場合には、転送先が区外・市外を問わず「投票のご案内」ハガキも転送されるよう郵便局にお願いした。
- ② 市広報紙や全世帯に配布した選挙管理委員会作成の「選挙のお知らせ」等で、郵便局の転送手続きのPRを行った。
- ③ 本人確認の手段として、全投票所において、名簿対照の際に、有権者にお誕生日（何月何日）を尋ねることとした。

### (6) 選挙公報の配布

選挙公報は、自治会・婦人会等の地域団体に

依頼して各世帯に手配りしていたが、震災によって、有権者が行政区の区域・市域を越えて避難したため、従来の手配りのほか、新たに次の配布方法を加えた。

#### ① ダイレクトメール作戦

市選挙管理委員会と広報課が提携して、選挙公報等の郵送希望者を新聞広告で募り、申し出のあった者に該当区の選挙公報を郵送した。

#### ② 仮設住宅への配布

仮設住宅に入居中の市民（選挙権の有無を問わず）に、元の居住区の選挙公報を郵送した。

#### ③ 避難所への配布

避難所に当該区の選挙公報を配布したほか、行政区の区域を越えた避難者のために、全市分の選挙公報の合冊したものを備え付けた。

#### ④ 電話受付による配布

市広報紙等を通じ選挙公報の郵送希望者を受け付けた。

#### ⑤ 区役所等への市内全選挙区分の備え付け

いずれの区役所、支所、出張所でも、市内全選挙区分の選挙公報が入手できるよう配慮した。

### (7) 他都市への職員派遣要請

選挙期日が決定された後も、各区とも義援金や見舞金の給付、罹災証明の発行、倒壊家屋の解体受付など、災害復旧支援業務が山積していた。

こうしたことから、選挙執行体制を確保するため、県を通じて自治省に他都市職員の派遣要請を行った。

なお、応援職員の宿舎の確保等の問題もあり、近隣の大阪市及び京都市の協力を得て、期間中の不在者投票事務を中心に援助いただいた。

### (8) 選挙啓発

区外・市外はもとより、全国各地に多数の有権者が避難したことから、不在者投票の活用に力点をおいて、通常の啓発活動のほか、仮設住宅等への入居者対応、避難所に避難中の市民への対応、全国各地に避難中の市民への対応など、きめ細やかな啓発メニューを検討し実施した。

## 第2部 応急復旧編

## 第4章 国内外からの救援

### 第1節 救援物資

救援物資の受入れに当たり、震災の発生直後から約1週間、救援物資提供の申し出や被災地で必要とする物資の問い合わせの電話が殺到し、職員が24時間体制で対応した。

大量に到着する救援物資の保管場所を予め決めていなかったため、配送・保管のための倉庫探しから始めなければならなかった。開設した倉庫では職員が24時間体制で、手作業で大量に届く物資を降ろし、仕分けや車両への積み込みを行い、当初は区役所へ、次いで避難所へ配送した。

しかしながら、震災に伴う道路交通網の寸断、交通渋滞のため、物資が倉庫へ到着する時間や倉庫から避難所へ配送される時間が定まらず、倉庫や避難所で多くの職員やボランティアが長時間に渡って膨大な作業をこなさねばならなかった。逆に作業に追われた倉庫では、物資の在庫状況が把握できず、避難所から求められる物資の要求に即座に応えることができないという混乱が発生した。こうした混乱は、倉庫に専門業者を導入し、さらに物資の到着が一段落する時点まで続いた。

また、物資の到着時点と情報発信時点との時間差があるため、避難所での物資のニーズとのギャップが発生し、古着や毛布など当面、必要とされない物資が大量に残ることとなった。

#### (1) 救援物資の流れ

##### ① 配送拠点

救援物資は、当初、市役所を目指して送られてくるが多かったことから、とりあえず、1月17日午後、神戸市役所1号館と3号館との間の道路及び歩道と3号館1階の駐車場を物資の集積場として利用し、市内の避難所や各区災

害対策本部（区役所）への配送を始めた。

しかし、市役所も区役所もすぐに物資の保管場所が不足したことや、物資を1カ所に集中し、そこから配送することは必ずしも効率的ではないため、1月20日以降、順次、市内の4カ所（摩耶埠頭、新神戸倉庫、シルバーカレッジ、グリーンアリーナ神戸）に避難所への配送拠点を設け、また、それぞれの配送拠点をバックアップするための物資倉庫（一時的な備蓄倉庫）をポートアイランドと六甲アイランドに設置した。各拠点では、市職員が24時間体制で交代で勤務し、区役所や民生局との連絡調整、業者への指示などを行った。

その後、避難者や避難所の減少、道路事情の若干の改善等が見られるようになった段階から配送拠点の統廃合を行い、最終的には2カ所（摩耶埠頭（4月17日以降「住吉浜倉庫」）、シルバーカレッジ）に集約した。避難所解消の8月20日までここから全市に向けての救援物資の配送を実施した。

##### ② 物資の内容

送り届けられた救援物資は、民生局受付分で約2,600件（H7年7月末現在）で米が約350トン、毛布・布団が約60万枚、ペットボトル、ポリタンク入りなどの水が約6,500トン、お茶、ジュースなどの清涼飲料水が約1,700万本、野菜・果物約600トンなどを始めとして、生活に必要な物資が中心であった。

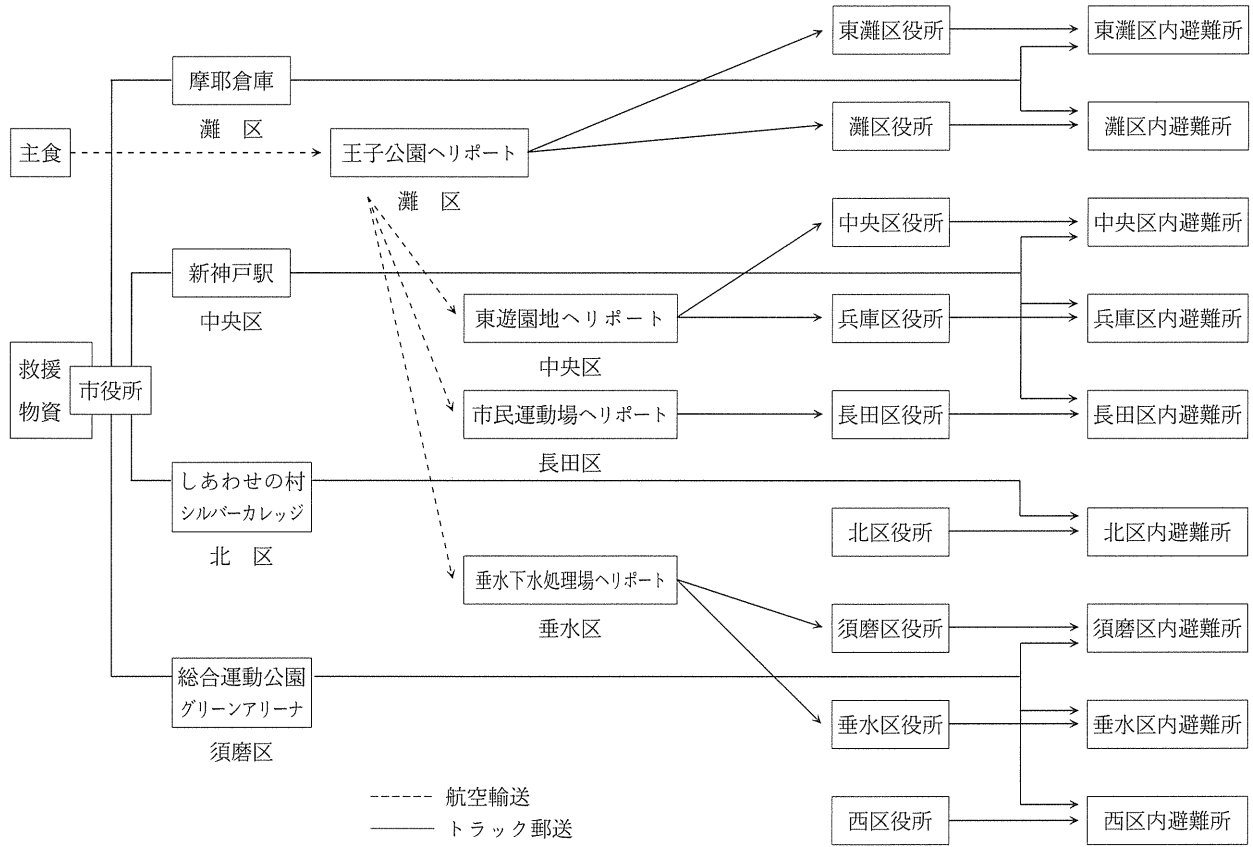
ただし、直接、避難所や各区の災害対策本部へ送られた救援物資や市民やボランティアの手で届けられた物資も数多くあり、救援物資の総量を把握することは困難であった。

#### (2) 物資配送と受入れ体制

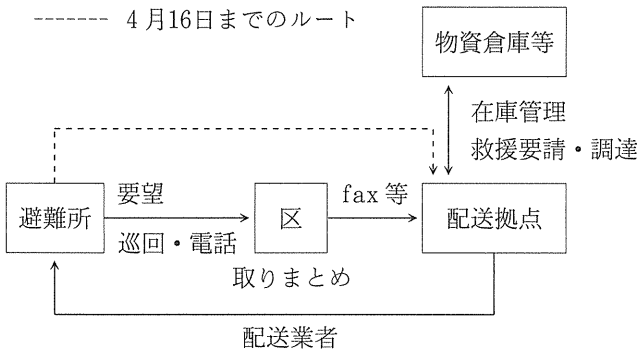
救援物資の配送のための車両は、当初の段階では土木局や理財局が中心となり、同時に建築協力会、港湾土木協力会、造園協力会など災害時の協力会組織や運送会社、自衛隊などの車両



図表4-1-1 救援物資配送ルート図（1月20日～1月30日）



図表4-1-2 救援物資配送ルート図（2月1日～）



が市内の各所で物資配送に活躍した。

震災直後は、避難所から電話や来訪により区、市、配送拠点に直接寄せられる情報を元に配送を行っていた。配送業務に専門業者が入った1月下旬以降は、配送時の聞き取りや要望書（注文表）等により、配送拠点で集約し、1日2回程度、定期的に配送するようになった。さらに、4月17日以降は、避難所からの物資要望書に基づき、区役所で調整・とりまとめの後、配送拠点から配送するシステムをとることとなった。

しかし交通渋滞の発生により、深夜、早朝に到着する物資に対応するために24時間体制で人員配置をする必要があり、人手の確保が大きな問題となった。また、多量の救援物資の受入れによる在庫管理に混乱が生じた。

こうした状況は、倉庫に専門業者を導入し、救援物資の到着状況が落ちつくまで続いた。

### (3) 情報の提供・収集

#### ① 提供・収集方法

震災当日の午後、救援物資を受け入れる旨の記者発表を行った。救援物資の受付専用電話を設置し、当初、24時間体制で市職員が対応を行い、当面必要とする物資についての情報と物資の搬入先や輸送経路等についての情報の提供を行った。救援物資提供の申し入れはパソコンに入力し、日々の配送予定として配送拠点には、携帯電話やFAX等で情報提供した。

また、生鮮食料品や炊き出しの申し入れについては、具体的な数量や日時によって受入先を区役所や避難所で調整をお願いした。

図表4-1-3 配送拠点等

▷避難所解消時点での配送拠点

名 称	シルバーカレッジ
所 在 地	北区山田町（総合福祉ゾーン「しあわせの村」内の生涯学習施設）
開設期間	平成7年1月20日～8月20日
倉庫面積	約1,400㎡（ただし、体育館約2,000㎡も利用）

名 称	住吉浜倉庫
所 在 地	東灘区住吉浜（日本通運神戸東支店ペリカン配送センター内）
開設期間	平成7年4月17日～8月20日
倉庫面積	約1,000㎡

▷途中で統廃合し、移転した配送拠点

名 称	新神戸倉庫
所 在 地	中央区布引町（JR神戸駅1階東側物資置場及び待合スペース）
開設期間	平成7年1月20日～3月7日
倉庫面積	約1,000㎡

名 称	摩耶倉庫
所 在 地	灘区摩耶埠頭（神戸市公共上屋、CFSで休止中だったもの）
開設期間	平成7年1月20日～4月16日（以後、住吉浜へ移転）
倉庫面積	約3,000㎡

名 称	グリーンアリーナ神戸
所 在 地	須磨区緑台（神戸総合運動公園大体育館）
開設期間	平成7年1月20日～2月22日
倉庫面積	約3,000㎡

▷物資倉庫 2カ所

名 称	ポートアイランド倉庫
所 在 地	中央区港島4丁目（神戸市公共上屋、CFSで休止中だったもの）
開設期間	平成7年1月20日～8月20日
倉庫面積	約3,000㎡

名 称	六甲アイランド倉庫
所 在 地	東灘区向洋町4丁目（神戸航空貨物ターミナル上屋）
開設期間	平成7年1月20日～8月20日
倉庫面積	約8,000㎡

※ 関西空港から海上ルートで入る国際救援物資の受入れについては六甲アイランドで実施。

※ こうした拠点の他、各地で区内への配送拠点を別途、設置した場合もある（例：長田区では、区内南部の石油基地に拠点を置いた）。

#### (4) 受入・配送に当たっての問題点等

マスコミ等で被災地で必要とする物資の呼びかけを行ったが、物資到着までに時間的なズレがあり、必要とされる時点と到着時点の時間差が問題であった。

当初、区災害対策本部が職員を避難所へ配置できなかったため、避難所の状況が十分に把握

できない時期があり、物資等へのニーズの把握が行えなかった。このため、物資提供の申し出を受けるにあたって、一時的に不足したが早い段階で一般に入手可能になった物などを引き受ける原因にもなり、配送拠点に不必要な在庫を生むこととなった。

特に、古着については、震災直後のまったく衣類等が手に入らない段階では喜ばれたが、周辺の商店、スーパーが再開されるにつれて大量に残る場合が出てきた。

しかし、大量に届いた物資は、被災者に大変喜ばれ、勇気づけられ、復旧への大きな足がかりとなった。

#### (5) ゆうパック

##### ① 受入れ体制と主な物資

被災地の災害対策本部あてのゆうパックは、2カ月間、郵政省により無料取扱が行われた。

この間、約42万個が神戸市あてに届けられ（7年8月末現在では432,570個）、神戸市社会福祉協議会が被災市民に向けて配布した。

市内5カ所に受入（分類・整理）と配送の拠点を設け、当初は、多くのボランティアの協力を得て市内の避難所へ配布していたが、避難所に避難していない市民へ物資が届かないとの声もあり、市内6カ所の公園や32の児童館でも配布を行った。

ゆうパックの物資の内訳としては、衣料51%、食品14%、毛布・布団類13%が主な物資であった。

##### ② 受入にあたっての問題点

雲仙、奥尻の先例でも問題となったが、約43万個に上った個人レベルで大量に届くゆうパックは、多種多様であったため、供給のルートに乗せる上で、物資受入れのスペースの他に、仕分け場所、仕分けのための人手を必要とした。

救援物資の送り主に、1つの箱に入れる物資は1種類としてもらえるような配慮をお願いする工夫が必要であった。

## 第2節 義援金

### (1) 義援金の受入れ

大地震の報道が伝えられると救済物資とともに国内外の多くの人々や企業、団体等から災害義援金が寄せられた。

義援金は、1月17日の当日から早くも申出があり、兵庫県、神戸市を始めとする被災自治体や日本赤十字社、中央共同募金会、各報道機関等においても募集が始められた。災害義援金の募集・配分については、兵庫県地域防災計画の中に位置づけられており、すべて集約的に処理し、関係機関の協力のもと、この計画により県下で統一的に実施することになっている。そこでこの計画に基づき「募集委員会設置要綱」が定められ、募集委員会が設置されるとともに「義援金募集要領」が定められ、募集が実施された。平成11年6月30日現在で募集委員会から公表されている義援金の総額は1,791億9,820万円にのぼった。

#### ① 義援金募集委員会

「兵庫県南部地震災害義援金募集委員会」は、兵庫県地域防災計画第12款に基づき平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震による被災者、被災施設その他に対する義援金の募集及び公正かつ適正な配分を行うことを目的に平成7年1月25日設置されたもので、兵庫県、大阪府、神戸市、津名町（淡路10町代表）の4自治体のほか、日本赤十字社兵庫県支部、報道関係など26団体で構成され、事務局は日本赤十字社兵庫県支部に置かれた（委員名簿は図表4-2-5のとおり）。

り）。

#### ② 義援金募集委員会設置の経緯

※「阪神・淡路大震災－兵庫県の1ヶ月の記録」（阪神・淡路大震災兵庫県災害対策本部、H7.7）より。

##### ・平成7年1月17日

兵庫県あて災害義援金の申出があったため、兵庫県としての取扱方針を検討。その結果、18日兵庫県の銀行口座を開設のうえ受け付けることとし、相前後して、日本赤十字社、中央共同募金会、各報道機関、被災市町等においても、災害義援金の募集を開始。

##### ・平成7年1月25日

その後、関係機関の協議を進め、「災害義援金品募集配付計画」に基づく12機関に兵庫県共同募金会を加えた13機関で「兵庫県南部地震災害義援金募集委員会」を発足。

##### ・平成7年1月30日

災害義援金の配分は、統一的な基準により配分していくことが望まれるので、募集委員会では、各構成団体及び各市町において募集している災害義援金についても、同委員会に集約し統一基準を設けたうえで配分することとし、同委員会の各構成団体及び県下の全市町に対し、その旨の協力依頼を行った。また、大阪府などの被災者に対しても配分することとし、同日付で同委員会の構成団体に大阪府、大阪府共同募金会等を加える。

##### ・平成7年2月11日

新たに新聞社9社、民間放送会社4社及び津名郡津名町に対し、同委員会の構成団体への加入を依頼。

図表4-2-1 義援金の流れ

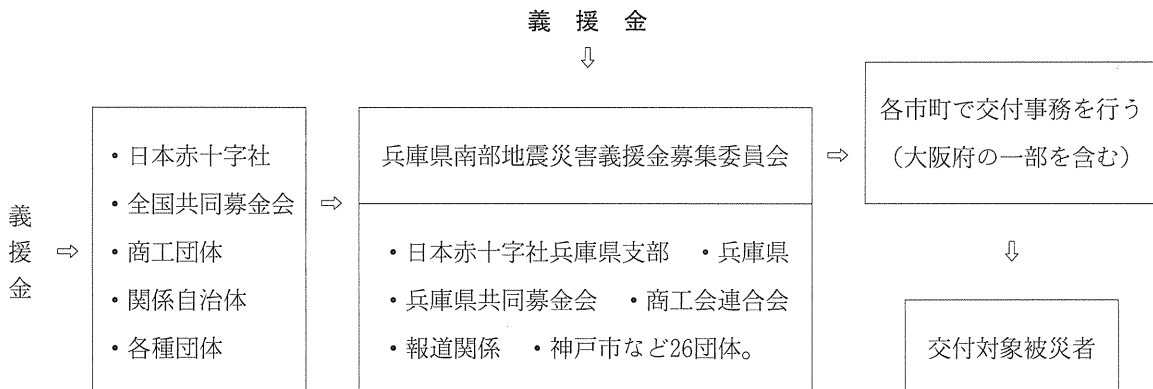


表4-2-2 主な災害義援金の状況

	雲仙普賢岳噴火災害 (平成2年)	北海道南西沖地震災害 (平成5年)	阪神・淡路地震災害 (平成7年)
義援金の受け入れ額	232億4,100万円	256億6,600万円	1,791億9,820万円
死亡者数	41人	202人	6,398人 (H10.12.25)
全半壊(焼)住家数	1,388棟	1,009棟	207,000棟

注：全半壊(焼)の住家数は国土庁編「平成7年版防災白書」に基づく

図表4-2-3 義援金の受入状況

(平成11年6月30日現在)

兵庫県	43,717,808,954円
大阪府	1,165,995,866円
被災市町(15市10町)	14,941,649,622円
日本赤十字社	102,777,279,274円
中央共同募金会	15,939,576,630円
義援金募集委員会	76,471,367円
合計①	178,618,781,713円
預金利息②	579,420,537円
総額(①+②)	179,198,202,250円

## (2) 義援金の配分

このように、全国で、全世界で大きな盛り上がりを見せた心温まる義援金は、被災者にとっては大きな励みとなった。これらは、できる限り速やかに配分し交付すべきものであるが、一方で公平かつ適正な配分が必要である。このたびの義援金は過去最大の額となったが表4-2-2にみるように、全半壊(焼)の住家数で配分したとするならば、雲仙普賢岳噴火災害では約16,700千円/住家、北海道南西沖地震では約25,400千円/住家となるに比し、今回の大地震は約864,600円/住家としかならず(現実の被災世帯数は住家棟数よりもはるかに多く、雲仙普賢岳噴火災害や北海道南西沖地震の際もこのような配分とはなっていない。)、募集委員会ではその配分について極めて慎重に検討され、重点的かつ効果的になされる必要があった。(「義援金配分基準及び支給済額」については、第5章第7節1.を参照。)

図表4-2-4 義援金の年度別受入状況

年度別	金額		備考
	当該年度分	累計	
平成6年度	149,034	149,034	1/17~3/31
7年度	26,376	175,410	
8年度	2,774	178,184	
9年度	557	178,741	
10年度	411	179,152	
11年度	46	179,198	4/1~6/30

注) 募集委員会における利息を含む

(出典：兵庫県南部地震災害義援金募集委員会の資料により作成)

## (3) 義援金募集委員会の改組

義援金の配分後の残高は、平成11年6月末日で、約2億8,400万円となった。

この残高について、平成11年7月21日の義援金募集委員会において、「被災市町に全・半壊(焼)世帯数に応じて配分し、市町(又は市町の指定する機関)は自らの判断で被災地の復興に資する事業に用途を決定すること」とされた。

これにより、募集委員会はその役割を終え、資金管理等を行う「義援金管理委員会」に改組された。

図表4-2-5 兵庫県南部地震災害義援金募集委員会委員名簿  
(平成11年1月1日現在)

団 体 名	役 職 名
兵庫県	生活復興局長
大阪府	福祉部次長
神戸市	生活再建本部長
兵庫県市長会	(加西市長)
兵庫県町村会	(加美町長)
兵庫県商工会議所連合会	事務局長
兵庫県商工会連合会	常務理事
神戸新聞社	神戸新聞厚生事業団理事長
NHK神戸放送局	放送局長
(株)ラジオ関西	総務部長
(株)サンテレビジョン	常勤監査役
兵庫県共同募金会	常務理事
大阪府共同募金会	常務理事
日本赤十字社兵庫県支部	副支部長(県健康福祉部長) 事務局長
日本赤十字社大阪府支部	事務局長
淡路10町代表	津名町長
朝日新聞社	朝日新聞厚生文化事業団 事務局長
読売新聞社	神戸総局長
毎日新聞社	神戸支局長
産業経済新聞社	神戸総局長
日本経済新聞社	神戸支社長
日刊工業新聞社	神戸支局長
時事通信社	神戸総局長
共同通信社	神戸支局長
日本工業新聞社	神戸総局長
毎日放送	総務部長

### 第3節 他都市等の応援活動

#### (1) 応援活動の概要

他都市からの応援は(後述の消防局、水道局を除く)、震災当日より北海道から沖縄県に至る、全国の都道府県及び市町村等から延べ144,338人に及んだ。特に震災から約1カ月間が非常に多く、2月7日には、この間での最大応援者数1,930人を数えた。これは、前日(2月6日)がり災証明書の発行受付が始まった日でもあり、多数の応援を必要としたためである。

応援活動内容は、当初、災害時における初期活動として物資の供給、保健医療等の救援活動、次いで避難所の運営の確立等、更に、被災者のための各種の給付業務へと推移していった。

また、復旧事業について、ライフライン等を中心とする都市施設の機能回復のため継続的に応援を受け、その後、都市基盤の再生に向けた復興事業において派遣応援を受けた。

#### (2) 応援活動状況

##### ① 自主的な応援活動

震災直後から相当長期間にわたり応援を受けており、その数も相当数に及んだ。活動内容も、救援物資の受領・管理・搬送業務、り災証明書・義援金の発行受付等の各種給付事務をはじめ、道路・河川・公園・下水道・港湾施設やライフラインに関する災害復旧事業・査定及び廃棄物の収集等の清掃事業等、あらゆる分野において応援活動がなされた。

##### ② 神戸市からの直接要請にかかる応援活動

2月以降、政令指定都市を中心に直接に本市より要請したもので、り災証明書・義援金の発行・受付及びり災証明書にかかる再調査等の応援活動を受けた。

##### ③ 兵庫県を通じての要請にかかる応援活動

2月1日から3月31日までの間、計5回にわたり兵庫県下等の市町村から応援を受けた。活動内容は、救援物資の受領・管理業務、り災証明書・義援金の発行・受付、倒壊家屋処理受付・調査、避難所管理、見舞金等給付事務であった。

図表4-3-1 政令指定都市からの建築職派遣状況

応援内容 都市名	再開発・住環境整備		公営住宅建設		営繕・学校建設		建築確認審査業務		倒壊家屋解体除去		延人数計
	応援期間	延人数	応援期間	延人数	応援期間	延人数	応援期間	延人数	応援期間	延人数	
札幌市	-	-	7.4.10~8.3.31	1	7.4.10~8.3.31	1	7.10.1~8.3.31	1	7.4.10~7.9.30	1	4
仙台市	7.4.10~8.8.31	2	-	-	-	-	7.4.10~9.3.31	3	7.4.10~8.3.31	1	6
千葉市	-	-	-	-	-	-	-	-	7.4.10~8.3.31	4	4
川崎市	-	-	-	-	7.5.1~8.3.31	2	7.5.1~9.3.31	6	7.5.1~8.3.31	4	12
横浜市	7.4.10~8.3.31	1	-	-	7.4.10~8.3.31	2	7.4.10~9.3.31	3	7.4.10~8.3.31	2	8
名古屋市	7.4.10~8.3.31	4	7.4.10~8.3.31	2	-	-	7.4.10~9.3.31	3	7.4.4~7.9.30	1	10
京都市	-	-	7.5.1~9.3.31	2	7.5.1~8.3.31	2	7.5.1~9.3.31	4	7.5.1~7.10.31	1	9
大阪市	7.4.1~8.8.31	1	7.4.1~8.3.31	1	7.4.1~8.3.31	1	7.4.1~9.3.31	2	7.4.1~8.3.31	1	6
広島市	-	-	7.4.17~9.3.31	2	7.4.4~8.3.31	1	7.4.1~8.3.31	1	-	-	4
北九州市	-	-	-	-	-	-	7.10.1~9.3.31	3	7.4.10~8.3.31	3	6
福岡市	7.4.10~8.3.31	1	7.4.1~8.3.31	1	-	-	7.4.10~9.3.31	2	7.4.1~8.3.31	1	5
計		9		9		9		28		19	74

\*同一人物で2つ以上の業務に従事した場合は、それぞれの業務で1人とカウントした。

\*同一人物でいったん帰任して、再び同じ業務に赴任した場合は2人とカウントせず、1人とカウントした。

④ 国を通じての要請にかかる応援活動

ア. 自治省消防庁を通じて

3月16日から3月31日までの間、1府23県から消防職員を中心に、約230人/日を6区（北・垂水・西区以外）の災害対策本部に配置し、避難所の管理運営を行った。

イ. 自治省公務員部公務員課を通じて

(ア) 4月1日から5月31日までの間、全国の都道府県下の市町村から約200人/日の応援を受け、6区（北・垂水・西区以外）の災害対策本部に配置し、避難所の管理運営の応援活動を行った。

(イ) 4月1日から2年間、政令指定都市の建築職員（平成7年度40人/日、平成8年度10人/日）により、倒壊家屋調査、再開発事業、住環境整備事業、建築確認審査等の応援を受けた（図表4-3-1参照）。

(ウ) 6月1日から6月11日までの間、選挙事務への応援として、近隣の2政令指定都市（京都・大阪）からの派遣を受けた。

ウ. 厚生省を通じて

6月末まで義援金の交付、災害援護資金の貸付等の各種給付事務、ケースワーカーの派遣による生活保護・老人福祉・障害福祉等の相談業務の応援を相当長期間にわたり受け、各福祉事務所において活動を行った。また、各保健所においては、保健医療対策として、救護所の設置、保健婦による巡回健康相談等の活動を行うなど、震災当初の応援職員数のなかでの多くを占めており、その後、在宅（仮設住宅）等への訪問指

導等の活動へと推移していった。

エ. 建設省を通じて

主に新交通システム・道路・河川等の災害復旧事業及び査定の業務を中心に応援を受けた。

(3) 消防局への応援

消防関係の応援協定は、消防組織法第21条第2項に基づく、

- ・隣接市町村との消防相互応援協定
- ・兵庫県広域消防相互応援協定
- ・四都市航空消防相互応援協定

があるが、この度の地震では、被害の大きさから同法第24条の3（非常事態の場合における消防庁長官等の措置要求）を適用することとし、9時50分に応援要請を実施した（消防庁長官の派遣決定は10時）。

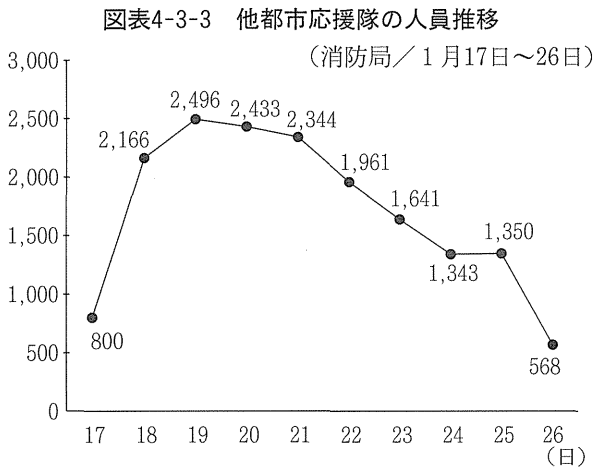
応援隊は、北海道から鹿児島まで、全国の消防本部の約半数である480本部に達した。この

図表4-3-2 他都市応援隊の隊別状況（消防局/延人数）

隊 別	隊 数	人 員
救助隊	1,673	9,118
ポンプ隊	693	2,882
タンク隊	2,099	9,222
救急隊	548	1,725
電源隊	48	125
指揮隊	288	986
ヘリ隊	570	1,968
その他	389	1,423
合 計	6,254隊	27,449名

(注) ヘリ隊には、応援消防本部ヘリ、都道府県の防災ヘリ、海上保安庁ヘリ、民間協力ヘリ等の隊数を含む。

ような大規模応援は、自治体消防発足以来、全国で初めてのことであった。



#### (4) 水道局への応援

##### ① 他都市等への応援要請

水道局からの応援要請は、応急給水に関しては大都市に、道路下復旧に関しては日本水道協会を通じて各水道事業体に、また直接業者に、宅地内復旧に関しては直接各管工事業組合や近隣府県、各水道事業体、各業者に行い、工業用水道の復旧に関しては日本工業用水道協会に行った。その他、自主的な応援のほか、厚生省、兵庫県を通じての応援要請も行われ、自衛隊に関しては市の対策本部を通じて応援要請が行われた。

##### ○1月17日

- ・12大都市水道局災害相互援助に関する覚書に基づき、大都市に応急給水支援を要請

##### ○1月18日

- ・日本水道協会に応急復旧工事支援を要請
- ・日本工業用水道協会に応急復旧工事支援を要請

#### ② 他都市等の応援活動状況

##### ○給水車

	団体数	延べ人数	延べ給水車台数	期間
自治体	156	17,208	7,448	1月17日～3月22日
自衛隊	1	11,053	5,365	1月18日～3月15日
民間	54	2,366	1,260	1月17日～3月19日
計	211	30,627	14,073	

・ピーク時(1月26日)110団体、378台

##### ○給水船

	給水拠点数	期間	備考
海上自衛隊	カ所6	1月18日～3月31日	4月以降も阪神基地隊に接岸
海上保安庁	2	2月1日～3月24日	
民間(3港)	3	1月24日～3月10日	10社
計	11		延べ423隻

・ピーク時(2月17日～2月20日)10カ所

##### ○復旧工事

	団体数	延べ人数	工事内容	期間
自治体	団体43	人30,561	道路上修繕	1月22日～3月31日
管工事組合	155	10,925	宅地内修繕	1月25日～4月6日
計	198	41,486		

・道路上修繕ピーク時(2月19日)38団体、735人

・宅地内修繕ピーク時(2月24日)53団体、272人

##### ○工業用水道復旧工事

	団体数	延べ人数	工事内容	期間
自治体	団体4	人326	浄水場・配水管等復旧	1月27日～3月4日

#### (5) 全日本自治団体労働組合等による応援活動

1月下旬から3月末までに全国の自治体労働団体から応援を受けた。全日本自治団体労働組合本部については、震災当初から現地対策本部

を設け、全国の支援の受け入れや調整を行い、避難所管理や24時間体制での救援物資配送センターでの業務、また、区役所におけるり災証明書受付事務、義援金の交付の事務等を中心に応援がなされた。

## 第4節 海外からの支援

### (1) 海外からの救援物資

海外から神戸市への援助として、24カ国・78団体から毛布（約5万枚）、飲料水（約200トン）、食料品（ラーメン約1万箱）、衣料品（約20トン）、合板（10万枚）、粉ミルク（約70トン）等様々な物資の送付を受けた。物資は関西国際空港に次々と空輸されてきたが、そこから先の輸送手段確保のために数日かかったものの、税関・通関業者・空港会社・運送会社等多くの方々の協力を得て、神戸航空貨物ターミナル<sup>(株)</sup>の船を使って関空から六甲アイランドの空き倉庫までの海上輸送を行うルートができた。さらに、倉庫内での仕分け、個別の避難所への輸送には数多くのボランティアの協力を得て作業にあたった。

救援物資の中には日本では使用が認められていない医薬品があったり、容器や衣服のサイズが大きすぎたものもあったが、六甲アイランドの倉庫を保管・配送の物流基地にできたこと、陸上輸送が混乱を極めていた時に関空から六甲アイランドまで大量の物資の海上輸送ができたことにより、スムーズな受け入れが可能となった。

### (2) 海外からの救助活動

一方、海外からの救援活動として国際課が把握しているだけで、人命救助は6団体・個人計106人、医療活動8団体・個人計80人を数えた。

人命救助のためスイス、フランス、英国から3隊が震災の2日後から6日後にかけて来神し、活動を行った。各隊とも海外での活動経験があり、後方支援の部門を持つ自立した災害救助隊であるが、神戸に入るまでの調整に時間がかかったため到着が遅れ、また、受け入れ側の負担を考慮して一部の部隊しか来日しなかったため後方支援が十分に機能をしなかった。今回の救助活動の問題点は、国内の救助隊の絶対数が足りなかったのではなく、それらが現場に入るのが交通事情等により遅れていたこと、及び地域の住民が救助活動を行う際に必要なバールなどの道



具がなかったために効率的な救助ができなかったことであった。

海外からの救助隊は地元の消防、警察、NGOとペアを組んで活動を行った。受入れ準備・調整に時間がとられたことや、救助作業のやり方の違い、コミュニケーションの困難があったが、最終的に遺体13体を発見することができた。また、海外の救助隊の熱心な活動は被災市民を励ますとともに救助犬を使った救助方法を学ぶことになった。海外から救助隊を受け入れる場合は、被災地近くの比較的被害の少ない場所に基地をおき、地元の団体と協力して被災地へ救助の行き帰りができる体制を組むことができれば、効率的な救助活動が行えるということを教訓として学んだ。

外国からの医療チームは早いもので5日後に米国カリフォルニア州から医師、看護婦等22名が来日した。最初の問題は日本での医師免許を持たないものは、医療行為ができないことであったが、1月23日には「必要最小限の医療行為を緊急避難的行為として認める」との国の見解が公表され解決された。また、来日した医師は高度な医療技術を持つ外科手術の専門医であったが、震災後数日たっていたため専門技術を生かせないという不満が出てきた。これらの事情については来日前に電話でチームの代表者に説明していたが、個々の医師まで徹底していなかったようである。最終的には問題点と現状について話し合い、通訳ボランティアと一緒に、巡回医療班として避難所などを回ってもらうことになった。また、韓国からの医療チームは日本の医師免許を持ち日本語がわかる医師を中心に構成され、約1カ月にわたり、避難所に指定された小学校で診療所を任され活躍した。

物資・義援金や救助活動をはじめ数多くの海外の個人・団体・政府からの国際的な支援は神戸市民に国を越えた連携、つながりの強さを実感させ、大きな励ましとなった。今後、世界に向けて神戸が震災から学んだことを伝えるとともに、支援受入れを通して培ったNGO等とのネットワークと連携の強化を図るべきである。